



平成 29 年 5 月 11 日

各 位

会社名 株式会社 サクラ  
代表者名 代表取締役社長 笹倉 敏彦  
(コード番号 6303、東証第二部)  
問合せ先 総務部長 松浦 誠  
(TEL. 06-6473-2131)

## 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 11 日開催の取締役会において、単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 70 期定時株主総会に株式併合および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、すべての国内上場会社の売買単位を 100 株に統一することを目標としております。

株式会社東京証券取引所に上場する当社といたしましては、かかる趣旨を尊重して、当社株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更するものであります。

##### (2) 変更の内容

当社株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

##### (4) 変更の条件

第 70 期定時株主総会において、「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を勘案し、株式併合（5 株を 1 株に併合）を実施するものであります。

##### (2) 併合の内容

###### ① 併合する株式の種類

普通株式

###### ② 併合比率

平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、5 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数	17,657,000 株
併合により減少する株式数	14,125,600 株
併合後の発行済株式総数	3,531,400 株

(注) 「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じて算出した理論値です。

④ 併合により減少する株主数

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

所有株式数	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	1,202 名 (100.0%)	17,657,000 株 (100.0%)
5 株未満	56 名 (4.7%)	76 株 (0.0%)
5 株以上	1,146 名 (95.3%)	17,656,924 株 (100.0%)

(注) 本株式併合を行った場合、5 株未満のみの株式を所有されている株主様 56 名 (所有株式数の合計 76 株) は、株主としての地位を失うこととなります。なお、単元未満株式を有する株主様は、株式併合の効力発生前に単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただくことが可能です。

⑤ 併合による影響

株式併合により発行済株式総数が 5 分の 1 に減少することとなりますが、純資産額は変動いたしませんので、1 株当たり純資産額は 5 倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 234 条および第 235 条の定めに基づき、一括して処分し、端数が生じた株主様に対して、その処分代金を端数の割合に応じて交付いたします。

(4) 併合の条件

第 70 期定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

① 上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に伴い、第 6 条 (発行可能株式総数) および第 8 条 (単元株式数) の変更を行うものであります。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもって効力が発生する旨の附則を設けるものであり、当該株式併合の効力発生日をもって本附則を削除するものといたします。

② インターネットの普及を考慮し、利便性向上および公告手続き合理化のため、当社の公告方法を産経新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(公告方法) 第5条 当社の公告は、 <u>産経新聞に掲載する。</u>	(公告方法) 第5条 当社の公告は、 <u>電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合は、産経新聞に掲載して行う。</u>
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>67,657,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>13,531,400株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
(新設)	(附則) <u>本定款第6条および第8条の変更の効力発生日は、平成29年6月29日開催の第70期定時株主総会の議案に係る株式併合の効力が発生した日とする。なお、本附則は、当該株式併合の効力発生日の経過後、これを削除する。</u>

(3) 定款一部変更の条件

第70期定時株主総会において、「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

取締役会決議日	平成29年5月11日(木曜日)
定時株主総会決議日	平成29年6月29日(木曜日)
定款の一部変更(第6条、第8条を除く)の効力発生日	平成29年6月29日(木曜日)
単元株式数の変更の効力発生日	平成29年10月1日(日曜日)
株式併合の効力発生日	平成29年10月1日(日曜日)
定款の一部変更(第6条、第8条)の効力発生日	平成29年10月1日(日曜日)

※上記のとおり、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式会社東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は、平成29年9月27日となります。

以上

添付資料：【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

【ご参考】

単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株式の議決権の単位および証券取引所での売買の単位となる株式数を変更することです。また、株式併合とは複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式にすることです。

今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、5株を1株とする株式併合を実施いたします。

Q 2. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 2. 全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、すべての国内上場会社の売買単位を100株に統一することを目標としております。

株式会社東京証券取引所に上場する当社といたしましては、かかる趣旨を尊重して、当社株式の売買単位(単元株式数)を1,000株から100株に変更するとともに、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)を勘案し、5株を1株とする株式併合を実施いたします。

Q 3. 所有株式数や議決権数はどのようになるのですか。

A 3. 株主様の株式併合後の所有株式数は、平成29年9月30日最終の株主名簿に記載された株式数に5分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数が生じる場合には、切り捨てます)となります。また、議決権数は併合後の所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生の前後で、所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決件数	端数株式数
例①	2,000株	2個	400株	4個	なし
例②	1,200株	1個	240株	2個	なし
例③	1,052株	1個	210株	2個	0.4株
例④	500株	0個	100株	1個	なし
例⑤	433株	0個	86株	0個	0.6株
例⑥	4株	0個	0株	0個	0.8株

株式併合の結果、端数株式(1株に満たない端数株式)が生じた場合(上記の例③、⑤、⑥のような場合)は、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増または買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記(※)の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

効力発生前のご所有株式数が5株未満の場合(上記の例⑥のような場合)は、株式併合により、すべてのご所有株式数が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 4. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。ご所有の株式数は併合前の5分の1となりますが、1株あたりの純資産額は5倍となるためです。また、株価についても理論上は併合前の5倍となります。

Q 5. 何か手続きをしなければならないのですか。

A 5. 特段のお手続きの必要はございません。なお、上記Q 3に記載のとおり、5株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、端数が生じた株主様に対して、その処分代金を端数の割合に応じてお支払いいたします。

Q 6. 株式併合後も単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか。

A 6. 株式併合の効力発生前と同様、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様（上記Q 3の例②、③、⑤のような場合）は、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただけます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記（※）の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 7. 受け取る配当金への影響はありますか。

A 7. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金の総額が変動することはございません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 8. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 8. 次のとおり予定しております。

平成29年5月11日（木曜日）	取締役会決議日
平成29年6月29日（木曜日）	定時株主総会決議日
平成29年9月26日（火曜日）	1,000株単位での売買最終日
平成29年9月27日（水曜日）	100株単位での売買開始日
平成29年10月1日（日曜日）	単元株式数の変更および株式併合の効力発生日
平成29年10月下旬	株式割当通知の発送（予定）
平成29年11月下旬	端数株式相当分の処分代金のお支払い（予定）

（※） 当社の株主名簿管理人： 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号  
電 話： 0120-782-031（フリーダイヤル）  
受付時間： 9:00～17:00（土日・祝祭日を除く）

以 上